

令和2年山辺町農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日（金） 13時30分～14時40分

2. 開催場所 山辺町役場3階 大会議室

3. 出席委員（8人）

1番	岡崎 政志	2番	鈴木 正志
3番	齋藤 榮	4番	佐藤 るみ子
5番	多田 秀逸	6番	渡邊 秀彦
7番	多田 美幸	8番	江口 順市

4. 欠席委員（0人）

5. 職務により総会に出席した町職員の職氏名

農村整備係長 武田 忍

6. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 佐藤 英敏 主事 木村 健太

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第14号 農用地利用集積計画に対する決定について

議第15号 山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について

報告（1） 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について

報告（2） 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局専決処分報告について

①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

報告（3） 農地改良届出書の受理について

報告（4） 農地改良完了報告書の受理について

8. 会議の概要

会長 | ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第4回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局長 | はい。本日、出席委員は、8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、江口会長にお願いいたします。

議長 | それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、3番齋藤榮委員と4番佐藤るみ子委員よろしくお願ひします。
これより、議事に入ります。議第13号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。
【議第13号、6番から7番を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

無いようなので決を採ります。
議第13号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。
次に、議第14号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料6ページからご説明いたします。
【議第14号、69番から73番を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

鈴木委員

73番の件ですが、この樹園地には啓翁桜があるようですが、●●さんは借りてそのまま啓翁桜を販売等するのか。

事務局

以前から借りていたようで、今回賃借権を設定して栽培、販売するようです。

岡崎委員

72番の田んぼは、形が変形している所ですが、現在田として使っているのか、それともそばを作っているのでしょうか。

事務局

前からそばを植えられていて、今回新規になったのが、元々の所有者の方が亡くなられて、まだ相続がなっていない農地でしたので関係権利者の同意をもらって今回設定されました。

議長

他に何かありますか。無いようなので決を採ります。

議第14号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願いします。

次に議第15号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

(武田係長着席)

事務局

はい。資料9ページにあります4件の農業振興計画の計画変更ということで、こちらに対します意見を農業委員会に求められています。詳細につきましては、農村整備係の武田係長より説明していただきます。よろしくお願いします。

武田係長

【議第15号、1番から4番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。初めに1番から皆さんからご意見ご質問をお願いします。

渡邊委員

この場所に入っていく道路は私道なのでしょうか。

武田係長

はい。私道になります。

鈴木委員

先ほどありました私道は、●●さんの私道なのでしょうか。

武田係長

●●さん所有の私道です。今回の申請の農地は●●さん所有ではなく隣の方の所有なので宅地又は雑種地に変えて所有権移転したいという事です。

議長

次に2番についてご意見ご質問をお願いします。

議長

今回申請の南側は農振が外れていると言っていました、現在、家は建っているのか。

武田係長

はい。家は建っております。

議長

次に3番についてご意見ご質問をお願いします。

岡崎委員 図面の真ん中の島みたいになっている所は、そのまま残るのか。

武田係長 その部分につきましては、農振に入っていない部分になります。

議長 次に4番についてご意見ご質問をお願いします。

鈴木委員 今現在は、なにも作られていないのか、それとも誰かに貸して家庭菜園のような形で耕作されているのか。

武田係長 先日現地を確認させていただいたのですが、時期的なこともあり作られていないような感じでした。

鈴木委員 家庭菜園のような形で借りている人がいるというようなことを耳にしたので確認でした。

議長 他に何かありますか。無いようなので決を採ります。
議第15号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件について農業委員会の意見書を付してよろしくお願
いします。

(武田係長退席)

議長 次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の11ページになります。農地法第3条の3第1項の規定による届出
書の受理について。
【報告(1)、12番を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 無いようです。
次に、「①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理につい
て」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の12ページになります。①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について。
【報告(2)2番を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 無いようです。
次に、「農地改良届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の13ページになります。農地改良届出書の受理について。
【報告(3)、2番を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

鈴木委員 盛り土をしようとしている間にある換地も一緒に盛り土をするのか。

事務局 換地の部分は除いて盛り土をする計画です。

議長 他に何かありますか。無いようです。
次に、「農地改良完了報告書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の14ページになります。農地改良完了報告書の受理について。
【報告(4)、1番を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

齋藤委員 レンコンの地目はどうなるのか。

事務局 水を張った農地となることから田という事で現況を変更しております。

議長 他に何かありますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第4回総会を閉会いたします。